⑶ Subject matter of the contract : The Dredging work of the sea route and of the 12m －depth anchorage in Outer Port District of Kashima port, 1 set

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　8 May 2023

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　28 June 2023 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　28 June 2023)

⑹ Contact point for tender documentation : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年４月６日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　九州管区警察学校（Ｒ５）体育館・道場建築その他工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　福岡県福岡市博多区板付６丁目１番１号

⑷　工事内容

工事内容：九州管区警察学校の体育館・道場の新築工事である。

建物用途：体育館・道場棟

構造・階数：鉄筋コンクリート造、地上２階建

建物規模：延べ面積2,845㎡

敷地面積：79,181㎡

建物用途：渡り廊下

構造・階数：鉄骨造、平屋建

建物規模：延べ面積140㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和６年11月18日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約3,500㎥、鉄筋：約420ｔ、鉄骨：約100ｔ

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が以下の者（ただし、10者目又は15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行工事である。

・参加者数が20者未満の場合：10者（参加者が10者未満の場合は参加者全てを選抜）

・参加者数が20者以上の場合：15者

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者補佐の配置は認めない。

⒀　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒁　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒂　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒃　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いが可能な工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒄　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51―２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒅　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒆　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒇　快適トイレの設置　本工事は、現場及び技術に関する説明事項に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(21)　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

(22)　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

イ）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舎等に要する費用）

ロ）現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

(23)　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（詳細は入札説明書による。）。

(24)　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による）。

(25)　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(26)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(27)　本工事は、情報共有システムを利用した工事関係図書等の効率化、電子納品等を行う試行対象工事（発注者指定方式）である。

(28)　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の試行対象工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(29)　本工事は、段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

(30)　本工事は、段階的選抜方式において、カーボンニュートラルの取組実績を評価する試行工事である。

(31)　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。